

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱  
第一 内閣関係（第一章関係）

一 道路交通法の一部改正（第一条関係）

都道府県公安委員会から国際運転免許証等に係る自動車等の運転禁止等の報告を受けた国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各都道府県公安委員会に通報するものとする。

二 交通安全対策基本法の一部改正（第二条関係）

都道府県交通安全対策会議の委員については、都道府県知事が必要と認めて任命する者を追加すること。

三 中心市街地の活性化に関する法律の一部改正（第三条関係）

市町村が特定民間中心市街地活性化事業計画を主務大臣に送付する場合における意見の添付に係る規定をできる規定化すること。

四 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正（第四条関係）

都道府県は、留置施設視察委員会の委員の定数及び任期について、国家公安委員会の定める基準を参

酌して条例で定めるものとする。

## 第二 総務省関係（第二章関係）

### 一 地方自治法の一部改正（第五条関係）

- 1 関係普通地方公共団体の長の相互救済事業の経営状況の公表に係る規定を削除すること。
- 2 都道府県知事が広域連合を設けるべきことを勧告したときの総務大臣への報告に係る規定を削除すること。

### 二 消防組織法の一部改正（第六条関係）

- 1 市町村は、消防長及び消防署長の資格に関する基準について、政令で定める基準を参酌して条例で定めるものとする。
- 2 広域化対象市町村の都道府県知事からの消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならない旨の勧告に基づいて講じた措置についての都道府県知事への報告に係る規定を削除すること。

### 三 消防法の一部改正（第七条関係）

委任都道府県知事が指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせることとしたとき又は行わせないこととしたときの総務大臣への報告に係る規定を削除すること。

#### 四 地方税法の一部改正（第八条関係）

道府県固定資産評価審議会の委員の定数に係る規定を削除すること。

#### 五 地方公務員法の一部改正（第九条関係）

1 修学部分休業の休業期間について、法定の要件（二年以内）に係る規定を削除し、修学に必要な認められる期間を条例で定めることができることとする。

2 高齢者部分休業の休業期間について、法定の要件（定年前五年以内）に係る規定を削除し、休業の対象となる高年齢職員の年齢を条例で定めることができることとする。

#### 六 行政書士法の一部改正（第十条関係）

委任都道府県知事が指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき又は行わせないこととしたときの総務大臣への報告に係る規定を削除すること。

#### 七 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の一部改正（第十一条関係）

係)

この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村が策定する総合整備計画に関し、都道府県が協力して講じようとする措置の計画の総務大臣への提出に係る規定を削除すること。

#### 八 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正（第十二条関係）

地方公共団体が特定の事務を郵便局に取り扱わせるため郵便局を指定したとき又は指定を取り消したとき若しくは郵便局取扱事務の停止を命じたときの告示に係る規定を削除し、周知するよう努めなければならぬものとする。

#### 九 地方独立行政法人法の一部改正（第十三条関係）

1 地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時の検討の結果に基づき、特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする定款の変更を行うことができることとする。

2 その他所要の改正を行うこと。

### 第三 文部科学省関係（第三章関係）

#### 一 社会教育法の一部改正（第十四条関係）

地方公共団体は、社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるものとする。

二 私立学校法の一部改正（第十五条関係）

私立学校審議会の委員の定数の枠付けを廃止すること。

三 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（第十六条関係）

教育委員会に課されている教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を公表する義務付けを廃止すること。

四 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正（第十七条関係）

教科用図書選定審議会の委員の定数の枠付けを廃止すること。

第四 厚生労働省関係（第四章関係）

一 労働関係調整法の一部改正（第十八条関係）

労働委員会による労働争議の仲裁は、三人以上の奇数の仲裁委員をもって組織される仲裁委員会によって行うものとする。

二 児童福祉法の一部改正（第十九条関係）

児童福祉審議会の委員の定数に係る規定を削除すること。

三 食品衛生法の一部改正（第二十条関係）

厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視又は指導の実施に関する指針を定め、又はこれを変更したときは、都道府県知事等に通知するものとする。

四 民生委員法の一部改正（第二十一条関係）

1 民生委員の定数

イ 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市（特別区を含む。）町村の区域ごとに、都道府県の条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、都道府県知事は、あらかじめ、イの区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。）の意見を聴くものとする。

2 都道府県知事が厚生労働大臣に対して民生委員の推薦を行う際に必要とされている地方社会福祉審議会への事前の意見聴取について努力義務化すること。

3 民生委員推薦会の委員の資格及び資格ごとの定数に係る規定を削除すること。

五 医師法の一部改正（第二十二條關係）

1 都道府県知事が、医師免許の取消処分に係る行政手続法第二十四條第一項の調書及び同條第三項の報告書の提出を受けた場合には、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出することとし、さらに当該処分の決定について意見がある場合にはその意見を記載した意見書を提出することとする。

2 都道府県知事が、医業の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合における当該処分の決定についての報告書は、意見があるときはその意見を記載することとする。

六 歯科医師法の一部改正（第二十三條關係）

1 都道府県知事が、歯科医師免許の取消処分に係る行政手続法第二十四條第一項の調書及び同條第三項の報告書の提出を受けた場合には、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出することとし、さらに当該処分の決定について意見がある場合にはその意見を記載した意見書を提出することとする。

2 都道府県知事が、歯科医業の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合における当該処分の決定についての報告書は、意見があるときはその意見を記載することとする。

七 保健師助産師看護師法の一部改正（第二十四条関係）

1 都道府県知事が、保健師、助産師及び看護師免許の取消処分に係る行政手続法第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けた場合には、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出することとし、さらに当該処分について意見がある場合にはその意見を記載した意見書を提出することとする。

2 都道府県知事が、業務の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合における当該処分の決定についての報告書は、意見があるときはその意見を記載することとする。

八 クリーニング業法の一部改正（第二十五条関係）

委任都道府県知事が指定試験機関に試験事務を行わせることとした場合又は行わせないこととした場合における委任都道府県知事から厚生労働大臣への報告に係る規定を削除すること。

九 社会福祉法の一部改正（第二十六条関係）



地方社会福祉審議会の委員の定数に係る規定を削除すること。

十 麻薬及び向精神薬取締法の一部改正（第二十七条関係）

麻薬中毒審査会の委員の定数に係る規定を削除すること。

十一 あへん法の一部改正（第二十八条関係）

都道府県知事がけしの栽培の許可に係る申請書を受理した場合における意見は、意見があるときは添付するものとする。

十二 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正（第二十九条関係）

厚生労働大臣は、献血の推進に関する計画の策定をしたときは、都道府県に送付するものとする。

十三 薬剤師法の一部改正（第三十条関係）

1 都道府県知事が、薬剤師免許の取消処分に係る行政手続法第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けた場合には、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出することとし、さらに当該処分の決定について意見がある場合にはその意見を記載した意見書を提出することとする。

り。

2 都道府県知事が、薬剤師の業務の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合における当該処分の決定についての報告書は、意見があるときはその意見を記載することとする。

十四 建築物における衛生的環境に関する法律の一部改正（第三十一条関係）

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）が特定建築物のうち政令で定めるものに係る届出を受けた場合における都道府県労働局長への通知に係る規定を削除すること。

十五 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正（第三十二条関係）

1 都道府県医療費適正化計画の進捗状況に関する評価の結果の公表義務を努力義務化すること。

2 都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価の内容の公表義務を努力義務化すること。

十六 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正（第三十三条関係）

委任都道府県知事が指定検査機関に食鳥検査の全部若しくは一部を行わせることとした場合又はその全部若しくは一部を行わせないこととした場合における委任都道府県知事から厚生労働大臣への報告に係る規定を削除すること。

十七 介護保険法の一部改正（第三十四条関係）

## 1 基準該当居宅介護支援

イ 都道府県は、基準該当居宅介護支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)及び(ロ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 基準該当居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

## 2 基準該当介護予防支援

イ 市町村は、基準該当介護予防支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営等に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)及び(ロ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 基準該当介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 基準該当介護予防支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

### 3 指定居宅介護支援

イ 都道府県は、指定居宅介護支援の指定の申請者に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

ハ 都道府県は、指定居宅介護支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ニ ハの条例を定めるに当たっては、(イ)及び(ロ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準

に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 指定居宅介護支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

#### 4 指定介護予防支援

イ 市町村は、指定介護予防支援の指定の申請者に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

ハ 市町村は、指定介護予防支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営等に関する基準を条例で定めるものとする。

ニ ハの条例を定めるに当たっては、(イ)及び(ロ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

ること。

(イ) 指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

## 5 地域包括支援センター

イ 市町村は、地域包括支援センターの職員等に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

6 介護保険審査会において要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求事件を取り扱う合議体の委員の定数を、都道府県の条例で定める数とすること。

## 第五 農林水産省関係（第五章関係）

一 漁業法の一部改正（第三十五条関係）

海区漁業調整委員会の委員の定数について学識経験がある者及び海区内の公益を代表すると認められる者の内訳を廃止すること。

二 農業委員会等に関する法律の一部改正（第三十六条関係）

農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設ける場合についてその基準を緩和すること。

三 森林法の一部改正（第三十七条関係）

都道府県森林審議会の委員の定数を廃止すること。

四 家畜取引法の一部改正（第三十八条関係）

都道府県知事による市場再建整備地域を指定した際の農林水産大臣への報告義務を廃止し、都道府県知事は農林水産大臣へ報告するよう努めるものとする。

五 野菜生産出荷安定法の一部改正（第三十九条関係）

都道府県知事による生産出荷近代化計画の樹立又は変更に係る農林水産大臣への提出又は届出義務を廃止し、都道府県知事は同計画を農林水産大臣へ提出し、又は届け出るよう努めるものとする。

六 卸売市場法の一部改正（第四十条関係）

中央卸売市場の開設者による卸売業務の許可に係る申請書を受理した際の農林水産大臣への意見添付義務を廃止し、当該申請書を受理した際の意見添付を中央卸売市場の開設者の任意とすること。

七 農業経営基盤強化促進法の一部改正（第四十一条関係）

同意市町村による農用地利用規程の認定の際の公告義務を廃止し、同意市町村は当該規程を認定した際に当該規程を公告するよう努めるものとする。

第六 経済産業省関係（第六章関係）

一 火薬類取締法の一部改正（第四十二条関係）

都道府県知事が指定試験機関に試験事務を行わせることとした場合又は行わせないこととした場合における経済産業大臣への報告に係る規定を削除すること。

二 高圧ガス保安法の一部改正（第四十三条関係）

都道府県知事が高圧ガス保安協会若しくは指定試験機関に試験事務を行わせることとした場合又は行わせないこととした場合における経済産業大臣への報告に係る規定を削除すること。



三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正（第四十四条関係）

都道府県知事が高压ガス保安協会若しくは指定試験機関に試験事務を行わせることとした場合又は行わせないこととした場合における経済産業大臣への報告に係る規定を削除すること。

四 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正（第四十五条関係）

都道府県知事が伝統的工芸品産業に関する振興計画を受理した場合における経済産業大臣への意見の添付に係る規定について「できる」規定化すること。

第七 国土交通省関係（第七章関係）

一 建設業法の一部改正（第四十六条関係）

1 都道府県建設工事紛争審査会の委員の定数は、廃止すること。

2 監督処分簿の閲覧の方法について、閲覧所において公衆の閲覧に供しなければならないとする義務付けを廃止すること。

二 水防法の一部改正（第四十七条関係）

1 都道府県水防協議会の会長及び委員の定数は、廃止すること。

2 指定管理団体の水防協議会の会長及び委員の定数は、廃止すること。

三 建築基準法の一部改正（第四十八条関係）

1 建築主事を置く市町村以外の市町村の長が建築協定書を都道府県知事に送付する際に付する当該建築協定書に対する意見は、意見があるときに付するものとする。

2 建築審査会は、委員五人以上をもって組織するものとする。

四 建築士法の一部改正（第四十九条関係）

都道府県建築士審査会の委員の定数は、廃止すること。

五 港湾法の一部改正（第五十条関係）

1 港湾管理者としての地方公共団体が、業務を執行する機関として委員会を設置した場合の、国土交通大臣への届出義務を廃止すること。

2 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者が作成した収支報告について、国土交通大臣への写しの提出義務を廃止し、国土交通大臣が、必要に応じて、港務局に対し収支報告の写しの提出を求めることができるものとする。

3 港湾管理者が、国土交通大臣の勧告に基づき協議会を設置した場合の、国土交通大臣への規約の届出義務を廃止し、国土交通大臣が、必要に応じて、港務局に対し当該協議会の設置の有無についての報告及び設置された場合にはその規約の提出を求めることができるものとする。

六 国土調査法の一部改正（第五十一条関係）

1 都道府県知事が国土調査の指定をした場合及び地籍調査に関する事業計画を定めた場合の公示義務について努力義務化すること。

2 国土調査の実施に伴って設置された標識等の滅失等を発見した場合の市町村長の通知義務について努力義務化すること。

七 土地収用法の一部改正（第五十二条関係）

都道府県知事が事業の認定に関する書類の写の送付の要求を受けた場合における国土交通大臣への送付の義務付けに係る規定を削除すること。

八 宅地造成等規制法の一部改正（第五十三条関係）

都道府県知事が宅地造成工事規制区域を指定する場合の国土交通大臣への報告について廃止すること。

九 地方住宅供給公社法の一部改正（第五十四条関係）

都道府県知事又は市長が受け取った、地方住宅供給公社が国土交通大臣に提出する申請書その他の書類を同大臣に提出する場合に付する意見は、意見があるときに付するものとする。

十 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正（第五十五条関係）

都道府県知事が損失補償申請書を受理した場合における意見を記載した書面は、当該申請書について意見があるときは添えるものとする。

十一 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正（第五十六条関係）

都道府県知事が土砂等の運搬に関する事業を行う者の団体に係る届出を受理した場合における国土交通大臣及び関係各大臣への通知に係る規定を削除すること。

十二 都市計画法の一部改正（第五十七条関係）

1 市町村が都市計画（二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係るものを除く。）を決定した

場合又は都道府県が都市計画を決定した場合における都市計画の図書の写しの国土交通大臣への送付義務は、廃止すること。

2 開発審査会は、委員五人以上をもって組織するものとする。

十三 地方道路公社法の一部改正（第五十八条関係）

都道府県知事又は市長が受け取った、地方道路公社が国土交通大臣に提出する申請書その他の書類を同大臣に提出する場合に付する意見は、意見があるときに付するものとする。

十四 新都市基盤整備法の一部改正（第五十九条関係）

地方公共団体が施行する新都市基盤整備事業の評価員の委員の定数は、廃止すること。

十五 国土利用計画法の一部改正（第六十条関係）

1 市町村長が土地に関する権利の移転等の許可に係る申請書を受理した場合に付する意見は、意見があるときに付するものとする。

2 土地利用審査会は、委員五人以上で組織するものとする。

十六 幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正（第六十一条関係）

市町村が沿道整備権利移転等促進計画を定めた旨の公告をしようとする場合における都道府県知事への通知義務は、廃止すること。

十七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正（第六十二条関係）

1 市町村が防災街区整備権利移転等促進計画を定めた旨の公告をしようとする場合における都道府県知事への通知義務は、廃止すること。

2 防災街区整備審査会は、五人以上であって施行規程で定める数の委員をもって組織するものとする  
こと。

十八 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正（第六十三条関係）

都道府県知事が使用の認可に関する書類の写しの送付の要求を受けた場合における国土交通大臣への送付の義務付けに係る規定を削除すること。

十九 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（第六十四条関係）

建築主事を置かない市町村の市町村長は建築主等から送付された建築物特定事業計画を都道府県知事に送付しなければならないものとする規定を削除すること。

二十 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正（第六十五条関係）

関係する市町村が、軌道運送高度化実施計画、道路運送高度化実施計画、海上運送高度化実施計画及び乗継円滑化実施計画を受理した場合に付する意見は、意見があるときに付するものとする。

## 第八 環境省関係（第八章関係）

### 一 自然公園法の一部改正（第六十六条関係）

1 公園管理団体を指定した場合における公示の方法に係る規定を廃止すること。

2 公園管理団体から名称等の変更の届出があった場合における公示の方法に係る規定を廃止すること。

3 公園管理団体の指定を取り消した場合における公示の方法に係る規定を廃止すること。

### 二 公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正（第六十七条関係）

公害健康被害認定審査会の委員の定数に係る規定を削除すること。

### 三 浄化槽法の一部改正（第六十八条関係）

指定検査機関を指定した場合における公示の方法に係る規定を廃止すること。

### 四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正（第六十九条関係）

鳥獣保護事業を実施するための基本的な指針の策定又は変更をした環境大臣は、これを都道府県知事に通知するものとする。

第九 その他（附則関係）

- 一 この法律は次に掲げる事項を除き、公布の日から施行するものとする。
  - 1 建設業法の一部改正等 公布の日から起算して三月を経過した日から施行
  - 2 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正等 平成二十五年四月一日から施行
  - 3 国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行
  - 4 国家公務員の労働関係に関する法律の一部改正 附則第十条の規定 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行
- 二 所要の経過措置を規定すること。
- 三 所要の規定の整備を行うこと。



四 政府は、第四の十七による改正後の介護保険法第四十七条等の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。